

## I 法人本部

### 第1 経営理念及び経営方針

本法人の経営理念及び経営方針は、次のとおりである。平成29年度についても、前年度に引き続き経営理念及び経営方針に基づき事業を展開した。

#### 社会福祉法人東京かたばみ会経営理念

私たち社会福祉法人東京かたばみ会は、介護・支援・保育・育成を必要とする地域住民に対して、一人ひとりが安心して、価値あるものと受けとめられるサービスを提供することにより、法人の各施設が「選ばれる施設」になることを目指します。

そのために、人間愛をベースとし、職員の専門的知識・技術の更なる向上を図り、質の高いサービスを提供します。

また、老人福祉施設と児童福祉施設という世代間交流のできる環境を活用します。

更に、これまでの地域の信頼と共感を大切にします。

#### 社会福祉法人東京かたばみ会経営方針

##### 1 地域への貢献

地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療など関連機関との連携を強化し、地域福祉の貢献に努めます。

##### 2 自立支援・健全育成

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、自立の支援と生活の質の向上に努めます。また、乳幼児及び児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

##### 3 人材育成・専門性の向上

新たな視点で「観て、考えて、行動」する幅広い視野を持った自立的な職員の育成を図るため、新たな人事制度の定着を図りつつ専門性の向上に努めます。

##### 4 経営の透明化

情報公開を積極的に行い、法人に対する信頼と理解を得られるよう努めます。

##### 5 経営の安定

質の高い総合的なサービスを継続して提供していくために、経営の安定化を図ります。

## 第2 総括

平成29年度においては、改正社会福祉法による社会福祉法人改革への対応をはじめ、給与制度の見直し、介護職員、保育士の処遇改善に努めた。

また、平成27年度以降、新たに学童クラブ3か所、ユーフォー事業<sup>(※)</sup>7か所の運営を受託した結果、下表のとおり、現在では高齢者部門3か所、児童部門14か所を経営する調布市内最大手のひとつに数えられる社会福祉法人となった。

事業所名		事業種別	事業開始 年月日	定員 (人)	職員数 (人)
高齢者部門	調布八雲苑	特別養護老人ホーム	S62. 9. 1	60	78
		短期入所生活介護	S62. 9. 1	4	
		通所介護	S62.10. 1	37	
		居宅介護支援	H12. 4. 1	—	
		地域包括支援センター	H18. 4. 1	—	
	調布市ちょうふの里	特別養護老人ホーム	H 8. 6. 1	100	188
		短期入所生活介護	H 8. 6. 1	20	
		通所介護	H 8. 6. 1	52	
		調布市一般施策等 (介護予防デイ・入浴・配食)	H 8. 6. 1	—	
		居宅介護支援	H12. 4. 1	—	
		地域包括支援センター	H18. 4. 1	—	
		訪問介護(老人居宅介護等事業)	H12. 4. 1	—	
	神代の杜	特別養護老人ホーム(地域密着型)	H24. 9. 1	29	34
		短期入所生活介護	H24.10. 1	3	
児童部門	調布市立上布田保育園	保育所	H 7. 4. 1	90	41
	調布なないろ保育園	保育所	H20.10. 1	100	43
		一時預かり事業	H20.10. 1	5	
	調布市立なないろ第1学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H20.10. 1	50	12
	調布市立なないろ第2学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H27. 4. 1	40	
	調布市立わかば学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H21.10. 1	70	11
	調布市立多摩川小学校学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H27. 4. 1	60	6
	調布市立第三小学校学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H27. 4. 1	90	10
	調布市立若葉小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	58
	調布市立緑ヶ丘小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
	調布市立富士見台小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
	調布市立多摩川小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
	調布市立第三小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
	調布市立飛田給小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
調布市立石原小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—		
合 計				—	
職員数は、平成30年4月1日現在。有期契約職員、派遣職員等を含む。法人本部の職員数は、調布八雲苑に含めている。 なお、職員数の内訳は、正規職員224人、非正規職員257人となっている。					

(※) 文部科学省学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領3(2)に規定する放課後子供教室推進事業。「ユーフォー」の事業名は調布市独自のもので、「友だちと夕方まで優しく遊ぶ」の友だちの「友」、夕方の「夕」、優しいの「優」、遊ぶの「遊」、の「ゆう」が4つでユーフォーとなっている。

### 第3 法人が実施する事業

本法人は、次に記載する社会福祉事業及び公益事業を行っている。

#### 1 調布八雲苑

(1) 特別養護老人ホーム調布八雲苑

社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。）第2条第2項第3号（第1種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム

(2) 老人短期入所事業調布八雲苑

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「介護保険法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

(3) 高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する介護予防事業（第1号通所事業）

(4) 高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑（認知症対応型通所介護）

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防サービス

(5) 調布八雲苑指定居宅介護支援事業所

介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅介護支援事業（公益事業）

(6) 調布市地域包括支援センター調布八雲苑

介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター（公益事業）

(7) 調布市地域包括支援センター調布八雲苑（指定介護予防支援事業所）

介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業）（公益事業）

#### 2 神代の杜

(1) 特別養護老人ホーム神代の杜

社会福祉法第2条第2項第3号（第1種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム

(2) 老人短期入所事業神代の杜

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと

一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

### 3 調布市ちょうふの里

- (1) 特別養護老人ホームちょうふの里  
社会福祉法第2条第2項第3号（第1種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 老人短期入所事業ちょうふの里  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス
- (3) 高齢者在宅サービスセンターちょうふの里  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する介護予防事業（第1号通所事業）
- (4) 高齢者在宅サービスセンターちょうふの里（認知症対応型通所介護）  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防サービス
- (5) ちょうふの里指定訪問介護事業所  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する介護予防事業（第1号訪問事業）
- (6) ちょうふの里指定訪問介護事業所（障害福祉サービス事業）  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護）
- (7) ちょうふの里指定居宅介護支援事業所  
介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅介護支援事業（公益事業）
- (8) 調布市地域包括支援センターちょうふの里  
介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター（公益事業）

- (9) 調布市地域包括支援センターちょうふの里（指定介護予防支援事業所）  
介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業）（公益事業）

#### 4 調布市立上布田保育園

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設）

#### 5 調布なないろ保育園

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する保育所（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設）及びこれと一体的に行われている子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業（第2種社会福祉事業）

#### 6 調布市立学童クラブ（調布市立なないろ第1学童クラブ、調布市立なないろ第2学童クラブ、調布市わかば学童クラブ、調布市立多摩川小学校学童クラブ及び調布市立第三小学校学童クラブ）

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する地域子ども・子育て支援事業）

#### 7 調布市放課後子供教室事業「ユーフォー」（調布市立若葉小学校ユーフォー、調布市立緑ヶ丘小学校ユーフォー、調布市立富士見台小学校ユーフォー、調布市立多摩川小学校ユーフォー、調布市立第三小学校ユーフォー、調布市立飛田給小学校ユーフォー及び調布市立石原小学校ユーフォー）

「調布市放課後子供教室事業実施要綱（平成27年4月1日要綱第77号）」及び「調布市放課後子供教室事業ユーフォー運営委託ガイドライン」に基づく調布市放課後子供教室事業ユーフォー（公益事業）

※ 上記の「第3 法人が実施する事業」は、前年度までは、決算報告書の「計算書類に対する注記（法人全体用）」に、法人が実施する社会福祉事業区分における拠点区分及びサービス区分の内容として、事業の根拠となる法律の条項や委託事業の条例等を記載していたが、本年度から、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」に基づき、当該注記への記載方法については、拠点区分及びサービス区分のみを列挙する方法へ変更したことから、決算報告書の「計算書類に対する注記」への記載に替えて、本事業報告書に記載したものである。

## 第4 重点事項への取組

### 1 改正社会福祉法への対応

改正社会福祉法が平成28年3月31日に成立したことにより、ガバナンスの強化を中心に組織運営や財政規律の確立、社会貢献活動への取り組みなどが社会福祉法人に求められることになった。かつての社会福祉法人は、措置制度のもとで行政から委託された事業を決められた人員で行っていれば赤字になることもなく、特段の経営努力が求められているわけでもなかった。

しかしながら、社会福祉法人が提供する高齢者向けの福祉サービスは、介護保険制度の発足により措置から契約に移行したことで大きく変化し、社会福祉法人も経営的な観点が必要となった。今回の改正社会福祉法が求めているのは、自立した社会福祉法人の適正な組織運営をもとに、質の高いサービスを提供すること、社会福祉法人が本来発揮すべき社会的な任務を果たすことである。

本法人では、平成28年9月28日開催の平成28年度第3回理事会及び第3回評議員会において定款を変更し、翌年1月23日に調布市から変更認可を受け、平成29年4月1日から新定款が施行された。この新定款に基づき、定款細則を新たに制定し、組織運営や業務執行等のガバナンスの強化を図った。具体的には、理事会及び評議員会開催に係る召集の手続き、決議事項、決議方法やその省略等についての詳細を定めた。また、理事長や常務理事の専決事項や支出に関する決裁権者と決済金額を明確にした。

次に財政規律の面では、従来の経理規程を全面改正した。これは新たな社会福祉法人会計基準が平成29年4月から施行されたことにより、規程の追加や削除等の改正箇所が広範囲にわたるため規程を全部改正とし、監査の厳格化や社会福祉充実計画などを新たに加えた。

次に理事長及び常務理事の職務執行状況の報告である。この報告は、社会福祉法第45条や法人定款第17条に基づき、理事長及び常務理事が、自己の職務に関して理事会に報告する義務を負うものである。本法人では、従来から各事業所の事業実施状況は報告してきたが、加えて経営や経理上生じた重要事項、行政庁への届け出のうち特に重要なもの、理事会決議事項のうち重要な事項の経過などを報告した。

### 2 給与制度の見直し

近年、福祉人材の不足が声高に叫ばれるようになったが、以前は専門職の不足が施設運営を苦しめていた。とりわけ、特別養護老人ホームのような高齢福祉施設では、介護福祉士のみならず看護師、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員など多職種から構成されているが、当時としては、とりわけ看護師の確保が慢性的に困難な状況にあった。

そこで、法人として看護師確保のために、賃金単価の改定などを繰り返し図ったものの、事務職をはじめ他の職種とのアンバランスが生じ、その対応に苦慮する場面に直面することになった。

ここ数年の介護職員や保育士に対する処遇改善も、その対象者にとっては朗報ではあるが、一方で法人の人事制度における給与体系に少なからず影響を与えることとなり、法人全体の給与面における公平性の観点から、給与制度の調整・見直しを迫られた。そのため、平成29年度は、給与制度全体の体系は維持しながら、新規採用者を確保しやすい初任給額を再設定するとともに、現職者の処遇改善を図ることをポイントに給与制度の見直しを行った。

### 3 介護職及び保育士処遇改善への対応

今日の福祉人材の不足は、日本の人口構成における若年層の絶対的減少と福祉に携わる人材の低賃金が主な要因と言われている。人口的な課題は一朝一夕で解決できる問題ではなく、外国人労働者の活用も外国人技能実習制度に介護分野が追加されたが、現在の介護職不足を補うには程遠い状況である。一方で保育士は、その人材不足から新規開園ができない、待機児解消の目途が立たないなど社会問題化し、女性の社会進出や活躍などに逆行する一因とされている。

そこで政府は、福祉人材（介護職）に対して賃金面での処遇改善に本腰を入れ始め、平成29年4月には介護報酬の臨時改定があった。介護報酬の臨時改定率は1.14%であり、キャリアパスの仕組みを構築し、月額平均で1万円相当の処遇改善（賃金引上げ）を行うというもので、本法人では、第1回理事会において、「介護職員等処遇改善加算手当支給規程」を一部改正し、月額1万1千3百円の処遇改善につなげた。

次に保育士の処遇改善である。平成25年度から実施された「保育士等処遇改善臨時特例事業」は、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付費等における処遇改善加算」として取り扱われるようになり、人事院勧告で2%、消費税財源を活用して3%、補正予算で1.9%と連続して賃金の改善を実施してきた。しかしながら、政府は待機児解消加速化プランを打ち出したものの思うように進展せず、さらなる対策として、全産業の女性労働者と月額4万円の賃金格差を解消するための処遇改善策を実施することとなった。

これは、保育士のキャリアアップの仕組みを構築し、保育士の処遇改善に取り組む事業所に対し、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費を加算するというもので、本法人では、第3回理事会において、「技能・経験に応じた保育士処遇改善加算手当支給規程」を制定し、キャリアアップや資質・専門性の向上を目指し、平成29年10月から、対象職員に月額5千円から4万円の処遇改善を実施した。

#### 4 その他

上記以外では、次の4点が挙げられる。

第1点としては、平成29年6月1日、ガバナンス強化の一環として「法律顧問契約」を締結した。本法人も事業所の数が増え、職員数も480人を超える社会福祉法人として発展してきたが、法令遵守や法的な諸問題に対し、適切かつ迅速に対応できる態勢を整える必要があることから、本法人として初の法律顧問契約を締結するに至った。

第2点には、職員のメンタルヘルスである。労働安全衛生法の改正により50人以上の事業所に義務付けられた「ストレスチェック」を実施した。保健師による助言と協力を得ながら、職員のメンタル面でのフォローアップを行い、パワハラやセクハラなどのハラスメントの防止とともに、働きやすい職場環境の整備に努めた。

第3点として、法人の個人情報保護規程の改定を行った。平成29年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行されたことにより、新たに事業者の遵守すべき義務や守るべきルールが定められ、改正箇所が広範囲にわたることから全部改正となり、同年11月30日から施行となった。

第4点がフードドライブ事業の実施である。これは、調布市内の社会福祉法人が相互に連携し、効率的な社会貢献活動を目指して組織された「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」が実施する事業で、家庭に余っている食品や調味料等を持ち寄り、子ども食堂などを実施しているボランティア団体などに配布する事業である。本法人も社会的貢献活動の一環として、職員に呼びかけ、事業に協力をした。

## 第5 定款第18条及び第32条に基づく平成29年度に対する監事監査の状況

平成30年5月22日、福田監事及び内山監事により、理事の業務の執行状況並びに事業報告及び決算について実施された。(監事監査報告書は、平成29年度決算報告書の1ページのとおり。)

なお、監査状況は次のとおりであった。

### 1 運営管理関係 (福田監事)

事業報告書で明らかなおり、法人各施設の事業の運営は順調で、これについて問題にする事項はない。

問題がない現状であればこそ、あえて、今後どういう法人を目指すのか、さらに高い次元で検討してみる必要があると思う。本法人が、市民にとって、どういう意味で必要か、法人の今日的ミッションとは何か、改めて確認してみる時期ではないかと感じた。

### 2 経理関係 (内山監事)

最初に、各施設ごとに担当者から決算の状況を総括してもらったが、様々なことを的確に把握しているということが、スムーズな回答によって分かった。

求めた資料の提出もスムーズであり、質問に対する回答も的確で、非常に良好であると思う。

指摘事項としては、現在、法人には寄附金の取り扱いを定めた規程がないが、例えば、用途が特定されていない寄附があった場合の寄附金の取り扱いにも対応できるように機会をみて寄附金取扱規程の整備をお願いする。

## 第5 実績報告

### 1 理事会の開催状況

平成29年度は、理事会を4回開催し、年間で47件の議案を審議したほか、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第96条及び本法人定款第26条第2項の規定に基づく理事会の決議の省略手続により、3件の提案事項について、理事会の決議があったものとみなした。

理事会の開催状況及び審議結果並びに理事会の決議があったものとみなした事項は、次のとおりである。

第1 回 理 事 会	<p>1 開催日 平成29年5月25日（木）</p> <p>2 出席者 (1) 理事（総数6人） 出席 5人 (2) 監事（総数2人） 出席 2人</p> <p>3 議事 審議議案（数字は議案番号） 21件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <p>① 社会福祉法人東京かたばみ会定款細則の制定について ② 平成28年度社会福祉法人東京かたばみ会事業報告の承認について ③ 平成28年度社会福祉法人東京かたばみ会決算報告の承認について ④ 平成29年度夏期賞与の総原資の決定について ⑤ 調布八雲苑運営規程の一部改正について ⑥ 高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑運営規程の一部改正について ⑦ 神代の杜運営規程の一部改正について ⑧ 神代の杜（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）運営規程の一部改正について ⑨ 社会福祉法人東京かたばみ会介護職員等処遇改善加算手当支給規程の一部改正について ⑩ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会の日時及び場所について ⑪ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に報告する平成28年度社会福祉法人東京かたばみ会事業報告について ⑫ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提出する平成28年度社会福祉法人東京かたばみ会決算報告について ⑬ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する理事候補者について ⑭ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する理事候補者について</p>
------------------------	---

	<p>⑮ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する理事候補者について</p> <p>⑯ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する理事候補者について</p> <p>⑰ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する理事候補者について</p> <p>⑱ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する理事候補者について</p> <p>⑲ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する監事候補者について</p> <p>⑳ 任期満了に伴う平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する監事候補者について</p> <p>㉑ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提案する社会福祉法人東京かたばみ会役員及び評議員の報酬に関する規程案について</p>
第2回理事会	<p>1 開催日 平成29年6月29日（木） 理事及び監事の全員から、書面により同意を得て、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、理事会招集手続きの省略の手続により開催</p> <p>2 出席者 (1) 理事（総数6人） 出席 5人 (2) 監事（総数2人） 出席 2人</p> <p>3 議事 (1) 審議議案（数字は議案番号） 議案第22号は小田切光男理事が理事長に、議案第23号は西田雄次理事が常務理事に選定された。 ⑳ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事長の選定について ㉑ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会常務理事の選定について</p>
理事会の決議の省略手続	<p>理事会の決議の目的である事項（評議員会の日時及び場所並びに目的である事項）について、平成29年10月4日、理事長が、書面により各理事及び監事に提案し、同月23日、理事全員から同意書、監事全員から異議確認書（異議を述べない旨の確認書）の提出を受け、提案事項について、理事会の議決があったものとみなす手続（理事会の決議の省略手続）を行った。理事会決議があったものとみなされた事項の内容は、次のとおり。</p> <p>1 臨時評議員会の開催日時及び開催場所の件 開催日時を、平成29年11月30日（木）午後4時からとし、開催場所を、調布八雲苑1階食堂（調布市八雲台1丁目5番地5）とすること。</p> <p>2 評議員会の目的である事項の件 評議員会の目的である事項を、次のとおりとすること。</p>

	<p>(1) 報告事項として、理事長及び常務理事の職務執行状況について報告すること。</p> <p>(2) 諸報告として、各事業所の事業実施状況を報告すること。</p>
第3回理事会	<p>1 開催日 平成29年11月30日（木）</p> <p>2 出席者</p> <p>(1) 理事（総数6人） 出席 6人</p> <p>(2) 監事（総数2人） 出席 2人</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項 理事長及び常務理事の職務執行状況について</p> <p>(2) 審議議案（数字は議案番号） 5件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <p>②④ 社会福祉法人東京かたばみ会経理規程の全部改正について</p> <p>②⑤ 社会福祉法人東京かたばみ会技能・経験に応じた保育士処遇改善加算手当支給規程の制定について</p> <p>②⑥ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会収支補正予算（第1次）について</p> <p>②⑦ 社会福祉法人東京かたばみ会個人情報保護規程の全部改正について</p> <p>②⑧ 平成29年度冬期賞与の総原資の決定について</p> <p>(2) 諸報告 各事業所事業実施状況について</p>
第4回理事会	<p>1 開催日 平成30年3月29日（木）</p> <p>2 出席者</p> <p>(1) 理事（総数6人） 出席 5人</p> <p>(2) 監事（総数2人） 出席 2人</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 調布市ちょうふの里及び神代の杜における食事調理業務について</p> <p>イ 東京都実地検査の結果について（調布市ちょうふの里）</p> <p>ウ 調布市実地検査の結果について（調布市立上布田保育園）</p> <p>(2) 審議議案（数字は議案番号） 19件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <p>②⑨ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会収支補正予算（第2次）について</p> <p>③⑩ 社会福祉法人東京かたばみ会給与規程の一部改正について</p> <p>③⑪ 社会福祉法人東京かたばみ会保育士等処遇改善等加算手当支給規程の一部改正について</p> <p>③⑫ 社会福祉法人東京かたばみ会嘱託、臨時雇、パートタイマーに関する規程の一部改正について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 社会福祉法人東京かたばみ会就業規則の一部改正について</li> <li>④ 調布八雲苑運営規程の一部改正について</li> <li>⑤ 高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑運営規程の一部改正について</li> <li>⑥ 調布八雲苑指定居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について</li> <li>⑦ ちょうふの里指定居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について</li> <li>⑧ ちょうふの里指定訪問介護事業所（訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、調布市介護予防・日常生活支援総合事業）運営規程の一部改正について</li> <li>⑨ ちょうふの里指定訪問介護事業所（障害福祉サービス）運営規程の一部改正について</li> <li>⑩ 神代の杜運営規程の一部改正について</li> <li>⑪ 神代の杜（短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業）運営規程の一部改正について</li> <li>⑫ 調布八雲苑給食調理業務委託事業者との業務委託契約の締結について</li> <li>⑬ 調布市ちょうふの里自動車運送業務委託業者との業務委託契約の締結について</li> <li>⑭ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会事業計画について</li> <li>⑮ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会収支予算について</li> <li>⑯ 退任に伴う社会福祉法人東京かたばみ会評議員選任候補者の推薦について</li> <li>⑰ 調布八雲苑施設長の選任及び解任について</li> </ul> <p>(3) 諸報告 各事業所事業実施状況について</p>
--	---

## 2 評議員会の開催状況

平成29年度は、定時評議員会のほか臨時評議員会を1回開催し、年間で10件の議案を審議した。

評議員会の開催状況及び審議結果は次のとおりである。

定 時 評 議 員 会	<p>1 開催日 平成29年6月29日（木）</p> <p>2 出席者</p> <p>(1) 評議員（定数7人） 出席 7人</p> <p>(2) 監事（定数2人） 出席 2人</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 社会福祉法人東京かたばみ会定款細則について</p> <p>イ 平成28年度社会福祉法人東京かたばみ会事業報告について</p> <p>(2) 審議議案（数字は議案番号）</p> <p>10件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成28年度社会福祉法人東京かたばみ会決算報告の承認について</li> <li>② 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事の選任について</li> <li>③ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事の選任について</li> <li>④ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事の選任について</li> <li>⑤ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事の選任について</li> </ul>
----------------------------	--

	⑥ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事の選任について ⑦ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会理事の選任について ⑧ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会監事の選任について ⑨ 任期満了に伴う社会福祉法人東京かたばみ会監事の選任について ⑩ 社会福祉法人東京かたばみ会役員及び評議員の報酬等に関する規程の制定について
臨時評議員会	1 開催日 平成29年11月30日(木) 2 出席者 (1) 評議員(定数7人) 出席 6人 (2) 監事(定数2人) 出席 2人 3 議事 (1) 報告事項 理事長及び常務理事の職務執行状況について (2) 審議議案 審議した議案はなし。 (3) 諸報告 各事業所事業実施状況について

### 3 評議員選任・解任委員会の開催状況

評議員選任・解任委員会の開催を必要とする事案はなく、当該委員会の開催はなかった。

なお、評議員選任・解任委員会委員は、次のとおりである。

選任区分	氏名	備考
外部委員	小笠原 寿弘	調布市社会福祉事業団常務理事・事務局長・総合施設長
監事	福田 豊成	法人監事
事務局員	野原 博久	調布市立学童クラブ・ユーフォー事業部門統括施設長

(平成30年3月31日現在・敬称略)

### 4 苦情等解決第三者委員の会議の開催状況

平成29年度の苦情等解決第三者委員(こまりごと・なんでも相談)の会議は2回開催された。会議の開催状況は次のとおりである。

第1回	1 開催日 平成29年6月7日(水) 2 議題 各事業所とも苦情等の報告はなく、次の事項について、情報提供・情報交換等を行った。 なお、会議冒頭、委員に委嘱状(全員再任)の交付を行った。 (1) 平成29年度苦情等解決責任者及び苦情受付担当者について (2) 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画について
-----	---

第 2 回	1 開催日 平成30年2月7日(水)
	2 議題 各事業所とも苦情等の報告はなく、各事業所の事業実施状況の報告と情報交換を行った。

苦情等解決第三者委員名簿

氏名	備考
有本 キヨ子	調布八雲苑デイサービスセンター家族会リーダー NPO法人朝日カウンセリング研究会所属
加来 弘子	元調布市ちょうふの里介護職員 ケアマネジャー
伊藤 麻子	元調布市立学童クラブ指導員
高野 美也子	調布市ちょうふの里入所検討委員会委員
小西 久也	調布八雲苑ボランティア
吉野 玲子	調布市民生児童委員協議会(主任児童委員)

(平成30年3月31日現在・敬称略)